

各 位

電子申請システムによる確認申請等の開始について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターでは、お客様の確認等申請業務の利便性を図るため、令和8年度からの電子申請システムを全面的に導入することとなりました。

導入にあたり、全国の民間確認検査機関で多くの実績のある NICE WEB 申請システム（以下「NICE」という。）を活用することと致しました。

つきましては、当センターをご利用いただいている皆様に、電子申請へ早期の移行をされますように、ご案内させていただきます。

その概要は以下のとおりとなります。

1 システム

NICE WEB 申請システム（入力型オンライン申請）

2 特 徴

- ・ 24 時間 365 日申請が可能（当センターの受付は、営業時間内となります。）
- ・ オンラインご利用で、「事前審査」を完結させ、電子にて本申請（来社不要）
- ・ 確認申請を電子申請で申請された場合、各検査申請等も「NICE」で電子申請が可能
- ・ 各済証等の電子交付で受取時間短縮、データ保存で紛失防止

3 建築確認・各検査申請書の作成が可能

申請に係る情報を WEB 上で「NICE」に直接入力することで、「建築確認申請書」等の作成が容易（確認申請については、（一財）建築行政情報センターが提供する『申プロ』が利用可）

入力チェック機能あり（誤記・記入漏れを防止）

「NICE」は、常に最新の様式に対応（最新様式で申請書を作成可能）

申請データが蓄積（次回以降申請や各検査の申請が便利）

4 システム利用の流れ

利用申込

本システム初回利用時のみ、利用申込が必要です。
利用申込後、当機関より利用者IDを発行します。
同一事務所内の利用者追加はご自身で行えます。

※第3章以降は、ログイン後のトップページに掲載の別途マニュアルに記載しています。

申請用ファイル 作成

申請用図面をPDF形式で作成します。
申請様式は、確認・省エネ適判については本システムで作成し、それ以外は別途PDFで作成します。

申請

本システムに申請用ファイルをアップロードし、申請ボタンを押すだけで申請が完了します。
申請後、本システムのご利用を促すお知らせは電子メールで届きます。

補正

当機関からの補正依頼に基づき、補正した申請用ファイルを送信します。申請済みの最新図面は、本システムで随時表示可能です。補正の履歴も呼び出すことができます。

協力会社 による補正

社内の利用者同士のデータ共有はもちろん、構造・設備等の協力会社と本システム上でデータ共有し、必要に応じて協力会社が直接補正することもできます。

済証交付

済証・副本とも本システムからダウンロードすることにより取得します。済証については、お客様のご要望に応じ、郵送又は窓口手渡しも可能です。

Point!

- ・「申請」には、事前相談(いわゆる仮受付)と本申請があります。
- ・利用申込後、アップロードした申請用ファイルを本申請するか、事前相談に留めるかは、「申請」の操作で選択することができます。

5 利用者登録

「NICE」をご利用いただくためには、利用規約に同意のうえ利用者登録をしていただく必要があります。詳しくは、3月15日頃より登録のご案内をいたします。